

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 公益財団法人武蔵野文化事業団</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団</u></p> <p><u>(7)から(13)まで</u> 2及び3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団</u></p> <p><u>(6)から(12)まで</u> 2及び3 (略)</p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>号の繰上げ及び改正</p> <p>号の繰上げ</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員を派遣することができる公益的法人等の合併に伴い、所要の改正をするものである。